

令和8年1月 小倉南区 市民センター館長会議

日時:令和8年1月27日(火) 14:30～

議 題

1 コミュニティ支援係から

- (1)「北九州 C-1グランプリ」について……………資料なし
- (2)令和7年度まちづくり協議会委託料決算に向けた事前確認について……………P.1
- (3)USB の利用不可について……………P.2
- (4)令和8年度館長会議日程について……………P.3

2 生涯学習係から

- (1)市民センターにおけるデジタル活用講座「スマホセミナー」について……………P.4
- (2)生涯学習事業の年度末業務について……………P.15
- (3)市民センタークラブの例外的な利用等の考え方について(通知)……………P.16
- (4)令和7年度小倉南区市民センター職員研修会(事務研修)について……………P.19

3 イベント係から

- (1)令和7年度平尾台野焼きについて(概要)……………P.23

4 連絡事項

- (1)集団資源回収奨励金制度の拡充について
(環境局 循環社会推進課)……………P.24
- (2)リチウムイオン電池等回収事業における市民センターの活用について
(環境局 業務課)……………P.31

5 その他

2月の館長会議・研修会

令和8年2月25日(水) 14:30～ 小倉南生涯学習センター 3階 視聴覚室

令和7年度まちづくり協議会委託料決算に向けた事前確認について

R8.1.22現在

日程

(令和8年2月)

	月	火	水	木	金					
2/9(月)～ 2/13(金)	2/9 ① ②	2/10 ①若園 ②	兵頭 福田 中原 救仁郷	2/11 建国記念の日	2/12 ①北方 ②	福田 古田 上本 池田	2/13 ①長行 ②両谷	兵頭 救仁郷		
	③ ④	③ ④			③ ④		③ ④			
2/16(月)～ 2/20 (金)	2/16 ①東朽網 ②朽網	兵頭 中原	2/17 ①志井 ②企救丘	兵頭 救仁郷	2/18 ①東谷 ②	古田 救仁郷	2/19 職員研修	2/20 ①徳力 ②長尾	兵頭 池田	
	③ ④		③ ④		③広徳 ④	古田 救仁郷		③ ④		
2/23(月)～ 2/27 (金)	2/23 ①曾根 ②曾根東	福田 上本	2/24 ①高蔵 ②吉田	福田 中原	2/25 ①貫 ②田原	古田 上本	2/26 ①葛原 ②湯川	福田 池田	2/27 ①守恒 ②	古田 中原
	③ ④		③沼 ④	福田 中原	③横代 ④	古田 上本	③ ④		③城野 ④	福田 古田

①9:30～10:30

②11:00～12:00

③13:30～14:30

④15:00～16:00

北九政D第2165号
令和7年12月25日

各局・区・室長
教育次長
行政委員会事務局長
農業委員会事務局長
様

最高情報セキュリティ責任者
(政策局長) 小杉 繁樹

USBメモリの利用廃止について（通知）

USBメモリの適正な管理については、これまでも注意喚起を行い、研修等を実施してきたところですが、直近の注意喚起後も、個人情報情報を保存したUSBメモリの紛失事故が発生しています。

USBメモリは、大容量のデータを手軽に持ち運べる一方、盗難や紛失による情報漏えいのリスクを伴います。情報が漏えいした場合、悪意のある第三者に不正利用される等、関係者の方々に深刻な被害をもたらすとともに、市民からの信頼を大きく損ねることになります。

ついては、同様の事故が発生することを防止し、情報セキュリティを確保するため、本市が行う業務においてUSBメモリの利用を直ちに廃止するものとします。

なお、廃止後の対応については、所属長宛てに別途通知します。

【問合せ先】

政策局DX・AI戦略室
情報セキュリティ係 久富・益元・青木
電話：582-2847

令和8年度 小倉南区市民センター館長会議日程表

1 開催日

日程	研修会・分科会	担当
4月20日（月）	研修会	コミュ課
5月20日（水）	研修会	コミュ課
6月19日（金）	分科会	ABブロック/CDブロック
7月17日（金）	研修会	コミュ課
8月20日（木）	分科会	ABブロック/CDブロック
9月18日（金）	研修会	コミュ課
10月20日（火）	分科会	ABブロック/CDブロック
11月20日（金）	分科会	ABブロック/CDブロック
12月18日（金）	研修会	コミュ課
1月20日（水）	分科会	ABブロック/CDブロック
2月19日（金）	研修会	コミュ課
3月19日（金）	研修会	コミュ課

2 開催時間 研修会・分科会 13：30 ～ 15：30
 館長全体会議 15：45 ～ 17：00

3 場所 小倉南区役所 2階 大会議室（予定）

令和8年1月13日

区役所コミュニティ支援課長 様

政策局 DX・AI戦略室
次長 樋口 聡

令和8年度市民センターでのデジタル活用講座の実施について（依頼）

近年、多くの行政サービスがオンライン上で提供される中、スマートフォン等の操作に不慣れな市民に対し、実際にデジタル機器に触れ、使い慣れていく機会を提供する「デジタル・デバインド対策」が重要となっており、本市では市民センターでのデジタル活用講座（スマホ講座）を実施しています。

本事業は、市民の関心度も高く、令和7年度も好評を得たところですが、この度、令和8年度の講座実施について下記のとおり照会いたしますので、市民センターへの周知、及び実施を希望する市民センターの取りまとめについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業内容

- 別紙1 「令和8年度デジタル活用講座実施案」のとおり
- 別紙2 「令和8年度スケジュール表」のとおり

2 スケジュール（案）

- ・1/20頃 各区市民センター館長会議にて、別紙3「市民センター案内文」、別紙4「令和7年度からの変更点」を配布
- ・2/10 市民センターから各区へ申し込み
- ・2/13 区からDX・AI戦略室へ別紙5「希望調査票」提出
- ・2月下旬 DX・AI戦略室から区へ日程通知、区から市民センターへ日程展開
- ・3月～ （随時）各市民センターが「センターだより」等で受講者を募集開始
- ・4月～ （随時）講座実施

3 依頼事項

- (1) 市民センター館長会議にて、別紙3「市民センター宛案内文」、別紙4「令和7年度からの変更点」を配布
- (2) 市民センターからの希望をとりまとめの上、別紙5「希望調査票」を
令和8年2月13日（金）までにDX・AI戦略室へ回答
- (3) 決定した開催日程について市民センターへ通知

4 添付資料

- 別紙1 令和8年度デジタル活用講座実施案
- 別紙2 令和8年度スケジュール表
- 別紙3 市民センター宛依頼文（案）
- 別紙4 令和7年度からの変更点
- 別紙5 希望調査票
- 参考 令和7年度開催一覧

【問合せ先】

政策局DX・AI戦略室
digi@city.kitakyushu.lg.jp
TEL：582-2144 担当：松下、金田

令和8年度デジタル活用講座実施案

1 目的

デジタルデバイス対策のため、スマートフォン等の操作をしたことがない方や、操作に不慣れな方に向けた基本操作等の講座を行い、日常的に活用できるようになるための第一歩となることを目的とする。

2 講師担当事業者

ソフトバンク株式会社

3 講座実施場所

市内の全市民センターが対象

※各区コミュニティ支援課が実施市民センターを募集

※できる限り開催希望に沿うようにしますが、申し込み多数の場合は適宜、DX・AI戦略室にて調整させていただきます。

※なお、個別質問の時間中に「新公共施設予約システム」の使い方についての簡単な説明も行う予定のため、ぜひ積極的に応募いただければと思います。

4 講座所要時間

1 講座60分 + 個別質問30分

※準備・撤収を含めると140分程度（事前準備30分+撤収20分）

5 講座実施期間

令和8年4月から令和9年3月まで

6 講座の定員

各回20人まで

※最低開催人数10人

※年齢制限なし

7 受講者募集方法

講座を実施する各市民センターが電話及び来館によって受付

※講座実施1か月程前に「市民センターだより」にて受講者を募集

※募集の結果、10人に満たない場合は原則として開催中止となるため、実施日1週間前までに市民センターから講師担当事業者へ直接連絡

8 講座への参加費

無料

9 講座内容

市民センターの希望により、以下の9つから選択。

※各市民センター3つまで選択可能です。

※スマートフォンは事業者が準備したものをお使いいただきます。

主な対象	講座	主な内容	時間
スマホをお持ちでない方・初心者の方	① 画面の見方を知ろう	・基本画面・電話 ・文字入力・メール	60分
	② マップやカメラを使ってみよう	・マップ ・カメラ	60分
	③ ネットやアプリを使ってみよう	・インターネット ・音声操作・アプリの追加	60分
初級者	④ LINEを使ってみよう	・LINEの基本画面・友だち追加 ・メッセージ送信・グループトーク	60分
	⑤ スマホ決済の使い方	・スマホ決済とは ・使ってみよう	60分
どなたでも	⑥ スマホの詐欺対策	・スマホの詐欺のリスクを知る ・スマホ詐欺への対策方法を知る	60分
	⑦ LINEを使いこなそう【災害対策編】	・スマホ避難シミュレーション ・緊急時に役立つLINEの使い方	60分
	⑧ 初めての生成AI	・新しい検索体験・生成AIの身近な活用	60分
	⑨ スマホで健康管理【フレイル予防編】	・フレイルとは・フレイル☑ ・スマホでフレイル予防	60分

10 その他

今回の事業は、講師を派遣する事業となります。市民センターにおいて、館報による参加者の募集・取りまとめ、部屋の確保、会場で使用する机等の準備、当日の受付等をお願いします。

スマホ講座のスケジュール

項目	担当	R7年度					R8年度																			
		1月					2月					3月					4月					5月～3月				
		5	12	19	26		2	9	16	23		2	9	16	23	30	6	13	20	27						
1	DX・AI戦略室 市民センター 区コミュニティク	○					★1/13																			
		- コミュ課長会議 - 市民センター館長会議等で依頼文配布																								
2	市民センターから区へ申込み 申込みセンターを区で取りまとめ 実施センター選定・日程調整 市民センターへ結果通知	○										★2/9														
		募集・集計																								
3	受講者募集 実施	○																								
		調整・実施																								
講座実施時期に合わせて各センターにて募集																										

令和 8 年 1 月 2 0 日

市民センター館長各位

無料で講師派遣します！

政策局DX・AI戦略室

デジタル活用講座を開催しませんか

近年、デジタル化が進む中、スマートフォン等を活用できないことにより必要な情報やサービスを受けられない場合があります。つきましては、デジタル機器の操作に詳しい講師を派遣する「デジタル活用講座」を実施する市民センターを募集します。詳細は下記のとおりです。

【実施期間】 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月の平日

【募集対象】 市内の全市民センター

【所要時間】 1 講座 6 0 分 + 個別質問 3 0 分

※準備・撤収を含めると 1 4 0 分程度（事前準備 3 0 分+撤収 2 0 分）

【内 容】

市民センターの希望により以下 9 つから選択。

※各市民センター 3 つまで選択可能です。

※なお、個別質問の時間中に「新公共施設予約システム」の使い方についての簡単な説明も行う予定のため、ぜひ積極的にご応募ください。

主な対象	講座	主な内容	時間
スマホをお持ちでない方・初心者の方	① 画面の見方を知ろう	・基本画面・電話 ・文字入力・メール	60分
	② マップやカメラを使ってみよう	・マップ ・カメラ	60分
	③ ネットやアプリを使ってみよう	・インターネット ・音声操作・アプリの追加	60分
初級者	④ LINEを使ってみよう	・LINEの基本画面・友だち追加 ・メッセージ送信・グループトーク	60分
	⑤ スマホ決済の使い方	・スマホ決済とは ・使ってみよう	60分
どなたでも	⑥ スマホの詐欺対策	・スマホの詐欺のリスクを知る ・スマホ詐欺への対策方法を知る	60分
	⑦ LINEを使いこなそう【災害対策編】	・スマホ避難シミュレーション ・緊急時に役立つLINEの使い方	60分
	⑧ 初めての生成AI	・新しい検索体験・生成AIの身近な活用	60分
	⑨ スマホで健康管理【フレイル予防編】	・フレイルとは・フレイル☑ ・スマホでフレイル予防	60分

【定 員】 各回 20 人まで

※最低開催人数 10 人

(10 人に満たない場合、開催日の 1 週間前までに、講師側へ中止の連絡が必要です。)

【対 象 者】 スマートフォン等の操作をしたことがない方や操作に不慣れな方

※年齢制限はありません

【参 加 費】 無料

【市民センターにしていきたいこと】

- ・会場の確保 (設営や撤収も含めて 140 分)
- ・広報及び受講者の募集、受付
- ・会場で使用する机、椅子、スクリーンの準備
(配置は講師側で調整いたします。)

講座ではプロジェクターを使用しますので、投影するスクリーンをご準備ください。(プロジェクターは講師側が持参します。) なお、スクリーンがない場合は白い壁等でも構いません。

【申込方法】

実施希望の際には、下記 2 点を各区役所コミュニティ支援課へお知らせください。

- (1) 講座内容の選択 (上記①～⑨から選択)
- (2) 開催希望日 (第 1 希望～第 3 希望まで)

※ 4 月～5 月は講師の空きが多いため、比較的、希望が通りやすいです。

【申込期限】 令和 8 年 2 月 9 日 (月)

【決定通知】 令和 8 年 2 月下旬

【備考】

- ・スマートフォンは事業者が準備したものをお使いいただきます。
- ・市民センター利用申込書は、市民センターで作成をお願いします。
- ・複数日の開催希望も受け付けます。(ただし、1 日 1 講座を 3 回まで。)
- ・できる限り開催希望に沿うようにしますが、申し込み多数の場合は適宜、回数を調整させていただきます。

【その他】

受講者募集の際には、障害のある方も参加できるよう、以下の内容をご案内いただくよう、ご配慮をお願いします。

障害のある方は、障害福祉ボランティア協会の『パソコンサポーター派遣事業』をご利用いただくことで講座中の個別の支援を受けることが可能です。まず事前に障害福祉ボランティア協会にご相談ください。

公益社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会

電話：093-882-6770 FAX：093-882-6771

メールアドレス：XLZ02133@nifty.ne.jp

<申込・問合せ>

【申込先】各区役所コミュニティ支援課

【当事業についての問い合わせ先】

政策局DX・AI戦略室

digi@city.kitakyushu.lg.jp

TEL：582-2144 担当：松下、金田

令和7年度からの変更点

1 照会時期の前倒し

4月から講座を開始できるよう、2か月ほど照会時期を前倒ししています。

2 「新公共施設予約システム」の説明

「新公共施設予約システム」の運用開始に伴い、市民センターも予約の対象となります。つきましては、個別質問の時間を利用して、システムの操作方法について簡単にご紹介させていただきます。

3 講座の所要時間

令和7年度は「1講座目60分+休憩10分+2講座目60分」で1セットでしたが、令和8年度は「1講座60分+個別質問30分」で1セットになります。

令和8年度デジタル活用講座 希望調査票

	区	コミュニティ支援課担当者名	
--	---	---------------	--

<記入要領>

- ・複数回開催を希望する場合、行を分けて記載してください。(上限3回)
(例: 2回開催希望の場合、「No.1」「No.2」の行にそれぞれ、希望内容を記載)
- ・その他要望事項があれば、備考欄にご記入ください。

No.	希望センター名	講座内容 (①~⑨)	希望日 (第3希望まで)	備考
1			(1)	
			(2)	
			(3)	
2			(1)	
			(2)	
			(3)	
3			(1)	
			(2)	
			(3)	
4			(1)	
			(2)	
			(3)	
5			(1)	
			(2)	
			(3)	
6			(1)	
			(2)	
			(3)	
7			(1)	
			(2)	
			(3)	
8			(1)	
			(2)	
			(3)	
9			(1)	
			(2)	
			(3)	
10			(1)	
			(2)	
			(3)	

「令和7年度デジタル活用講座」実施予定一覧

◆ 令和7年度 計51回(23センター)実施

<上半期>

月	区	実施センター	実施日
5月	八幡西区	医生丘市民センター	5月27日(火)
6月	若松区	二島市民センター	6月9日(月)
	八幡東区	祝町市民センター	6月10日(火)
	八幡西区	池田市民センター	6月12日(木)
	八幡西区	八児市民センター	6月12日(木)
	小倉南区	長行市民センター	6月13日(金)
	若松区	高須市民センター	6月17日(火)
	八幡東区	祝町市民センター	6月17日(火)
	八幡西区	八児市民センター	6月19日(木)
	小倉南区	高蔵市民センター	6月24日(火)
	八幡東区	祝町市民センター	6月24日(火)
	八幡西区	八児市民センター	6月26日(木)
	八幡西区	鳴水市民センター	6月30日(月)
	7月	小倉南区	東谷市民センター
小倉南区		長行市民センター	7月4日(金)
戸畑区		中原市民センター	7月8日(火)
小倉南区		長行市民センター	7月11日(金)
小倉南区		東谷市民センター	7月11日(金)
戸畑区		中原市民センター	7月15日(火)
小倉南区		東谷市民センター	7月18日(金)
戸畑区		中原市民センター	7月22日(火)
八幡東区		大蔵市民センター	7月25日(金)
8月	若松区	島郷市民センター	8月5日(火)
	八幡東区	大蔵市民センター	8月8日(金)
	若松区	二島市民センター	8月22日(金)
	八幡西区	永犬丸市民センター	8月29日(金)
9月	門司区	松ヶ江南市民センター	9月5日(金)
	門司区	松ヶ江南市民センター	9月19日(金)
	八幡東区	大蔵市民センター	9月19日(金)
	若松区	二島市民センター	9月29日(月)

「令和7年度デジタル活用講座」実施予定一覧

<下半期>

月	区	実施センター	実施日
10月	八幡東区	天神市民サブセンター	10月2日(木)
	門司区	松ヶ江南市民センター	10月3日(金)
	門司区	西門司市民センター	10月8日(水)
	小倉南区	長尾市民センター	10月17日(金)
11月	八幡西区	千代市民センター	11月11日(火)
	八幡東区	天神市民サブセンター	11月20日(木)
	小倉南区	長尾市民センター	11月21日(金)
12月	小倉南区	長尾市民センター	12月19日(金)
	八幡西区	黒崎市民センター	12月20日(土)
	八幡西区	黒崎市民センター	12月22日(月)
	八幡西区	黒崎市民センター	12月22日(月)
1月	若松区	島郷市民センター	1月13日(火)
	八幡西区	千代市民センター	1月14日(水)
	八幡西区	池田市民センター	1月22日(木)
	門司区	小森江西市民センター	1月23日(金)
	門司区	小森江西市民センター	1月30日(金)
2月	門司区	小森江西市民センター	2月6日(金)
3月	八幡西区	筒井市民センター	3月2日(月)
	八幡西区	引野市民センター	3月5日(木)
	八幡西区	筒井市民センター	3月9日(月)
	八幡西区	筒井市民センター	3月16日(月)

生涯学習事業の年度末業務について

1 生涯学習事業(講座)

一部を除き、ほとんどの事業が2月までの計画となっています。

そのため講座終了後、速やかに報告書の提出と講師謝金の支払い書類の提出をお願いします。

また、既に終了している事業(講座)について報告書が未提出になっていないか確認してください。

未提出の場合は、速やかに報告書の提出をお願いします。

2 その他需用費の支払い

事務用品の請求書提出期限は2月末です。(職員研修資料 P3)

注文、納品は2月中旬までには終わらせてください。

予算残の吸い上げを3月に行いますので、3月に発注しないでください。

3 講師謝金、事務用品支払いの書類不備

・講師謝金

実施表(計画書のコピー)に参加者人数が記入されていない。

支払い対象の講座にマーカーで囲むなどのしるしがない。

・事務用品の支払い

見積書・請求書・納品書の3点がそろっていない

納品書に2名の確認印がない

請求書に予算事業(生涯・地域など)が記入されていない

等が多々見られます。

※ 上記について、職員への伝達はもちろんのこと、

令和7年5月28日に実施したセンター職員研修の資料を活用した指導を行うなど、

職員のスキルアップに努めていただきますようお願いいたします。

小倉南区役所コミュニティ支援課

生涯学習係 松尾

令和8年1月16日

各区役所コミュニティ支援課長 様

総務市民局生涯学習課長 千々和 圭輔

市民センタークラブ 例外的な利用等の考え方について（通知）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

市民センタークラブ活動要項第7条第1項に定める市民センターの使用回数等に関して、特段の事情がある場合の取り扱いの考え方について、下記のとおり通知いたします。

つきましては、貴区の関係職員等内部関係者に、本通知の内容を周知いただきますようお願いいたします。本通知はあくまでも内部関係者に対する通知であり、市民センター利用者等には配布しないようお願いいたします。

記

1 関連要項

「市民センタークラブ活動要項 第7条(1) クラブの市民センター使用回数は、原則として月4回以内であること」

2 特段の事情がある場合の当課の解釈

別紙1のとおり ※取扱注意（コミュニティ支援課職員及び市民センター館長止まり）

問合せ先

総務市民局生涯学習課

担当：野木、菅

電話：093-582-2385

※取扱注意（コミュニティ支援課職員及び市民センター館長止まり）

市民センタークラブ 例外的な利用等の考え方

市民センタークラブの1カ月内での使用回数は、以下の市民センタークラブ活動要項のとおり『原則として月4回以内』であるが、特段の事情がある場合の例外的な利用についての考え方は以下の通り。

<市民センタークラブ活動要項>

（遵守事項）

第7条 クラブが市民センターを使用するときは、条例、規則等の定めるほか次のことを守らなければならない。

（1）クラブの市民センター使用回数は、原則として月4回以内であること

<例外的な利用の考え方>

- ① 5回目以降の活動は、クラブ要項の「原則として月4回以内」から、5回目以降の活動を禁止するものではなく、クラブ活動であるため使用料は減免となる。（「市民センター使用料減免取扱い事例集」No. 5-1より）
- ② 登録日以外での活動は、クラブ要項の「原則として月4回以内」から、登録日以外の活動を禁止するものではなく、クラブ活動であるため使用料は減免となる。（「市民センター使用料減免取扱い事例集」No. 5-1より）
- ③ 登録市民センター以外の活動は、クラブは市民センターごとに登録することから、他の市民センターを利用する場合は、クラブ活動とはならず使用料は減免とならない。

<R7年度末の自主学習グループ廃止に伴う整理>

- 自主学習グループ制度廃止後は、市民センタークラブ化するか、または有料での使用となる。
- 運営形態の見直しにより多目的利用化となる可能性あり。
- 自主学習グループの使用料減免の根拠となっていた減免取扱いの事例集 No. 5-2は削除。

※上記の記載は、「市民センター使用申請書」の減免許可の「5-2 社会教育関係団体（その他）」とは異なるため注意が必要。

<参 考>

市民センター使用料減免取扱いの事例集 (No. 5)

【社会教育関係団体】

	団体名	使用目的	減免の可否		使用 不承認	減免否、使用不承認等の理由
			可	否		
1	市民センタークラブ（登録）	生涯学習活動	○			
2	クラブ、サークル活動（未登録）	生涯学習活動	○			
3	個人利用の集まり	生涯学習活動		○		『団体』に該当しない
⋮						

市民センター使用申請書

減免許可			1 市の主催	5-2 社会教育関係団体（その他）
各室・器具使用料	する	しない	2 市の共催	6 学校教育関係団体
冷暖房使用料	する	しない	3 校区まちづくり協議会及び構成団体	7 準ずる団体
			4 社会福祉団体	8 個人演説会
			5-1 社会教育関係団体（登録クラブ）	9 別表1の場合

令和8年1月27日

各校（地）区まちづくり協議会 会長 様

小倉南区役所コミュニティ支援課
地域交流担当課長 秋吉 悟

令和7年度 小倉南区市民センター職員研修会（事務研修）の開催について

標記の件について下記の通り開催いたしますので、貴センター職員の出席につきまして、ご配慮をお願いいたします。

なお、参加予定者につきましては、センター館長よりコミュニティ支援課宛へ提出するよう別途連絡済みです。

記

- 1 日 時 令和8年3月6日（金）14:00～16:00
- 2 会 場 小倉南生涯学習センター3階視聴覚室
- 3 対 象 各市民センター・北方分館 職員
- 4 内 容 市民センターに関する事務について
生涯学習事業年度末実績報告書の書き方他
AEDの使い方
- 5 問合せ先 小倉南区役所コミュニティ支援課 生涯学習係 担当：前田、岩元
TEL：951-4115 FAX：951-5507
E-mail：minami-shakaishuji01@city.kitakyushu.lg.jp （前田）

令和8年1月27日

市民センター館長 様
北方分館 館長 様

小倉南区役所コミュニティ支援課
地域交流担当課長 秋吉 悟

令和7年度小倉南区市民センター職員研修会(事務研修)について

令和7年度市民センター職員研修会を下記の通り実施いたします。

つきましては、貴市民センター職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。また、別紙参加者名簿を2月25日（水）までに御提出下さい。

記

- 1 日 時 令和7年3月6日（金）14:00～16:00
- 2 会 場 小倉南生涯学習センター3階視聴覚室
- 3 対 象 各市民センター・北方分館 職員
※ 館長も参加できます。令和7年度新規採用館長（再任は除く）は必ずご参加ください
- 4 内 容 市民センターに関する事務について
生涯学習事業年度末実績報告書の書き方他
AEDの使い方
- 5 問合せ先 小倉南区役所コミュニティ支援課 生涯学習係 担当：前田、岩元
TEL：951-4115 FAX：951-5507
E-mail：minami-shakaishuji01@city.kitakyushu.lg.jp（前田）

3/6市民センター職員研修(事務研修) 参加者名簿

市民センター

	役職	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※ 〆切:2月25日(水) Eメールにて提出してください

提出先

E-mail : minami-shakaishuji01@city.kitakyushu.lg.jp (前田)

3/6 職員研修(事務研修) 参加者名簿

北方分館

	役職	氏名
1		
2		
3		

※ 〆切:2月25日(水) Eメールにて提出してください

提出先

E-mail : minami-shakaishuji01@city.kitakyushu.lg.jp (前田)

令和7年度 平尾台野焼きについて

平尾台では、景観の維持保全、害虫駆除による生態系の維持、行楽客の危険防止や山林火災の防止などを目的に野焼きを実施しています。

当日は、安全かつ円滑な運営のため、区域内への立入規制や交通規制などを行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○実施概要

実施予定日：令和8年2月22日（日）

予備日 2月28日（土）、3月1日（日）、3月7日（土）、
3月21日（土）、3月22日（日）

※天候等により、上記で実施できない場合は他に予備日を設け実施します

※気象状況等により、当日午前7時頃までに実施の可否を決定します

※野焼き当日の実施確認先：北九州市コールセンター

電話 093-582-4894

①火入時刻 第1次10：30頃、第2次11：00頃、第3次13：30頃

②実施面積 約340ha

③注意事項

当日は危険防止のため、野焼き区域は全面立入禁止です。
風向きによっては灰が降る恐れがありますので、洗濯物等を
干す際はくれぐれもご注意ください。

④交通規制

- ・県道28号直方行橋線の一部を通行止め（7時～17時頃予定）にします。
- ・おおむね13時頃から3～4時間程度は、市道新道寺110号線の一部も通行止めにするため、行橋側へ通り抜けできません。

⑤見学等

ソラランド平尾台（平尾台自然の郷）で観覧できます。

※茶ヶ床園地での「特別見学会」はありません。

観覧に関するお問合せ：ソラランド平尾台（平尾台自然の郷）

電話 093-452-2715

【お問合せ先】

小倉南区役所コミュニティ支援課

担当：森本、松本

電話：093-951-1037

事業系古紙/リサイクル推進事業について

● 事業内容

事業系古紙のリサイクルを推進するため、地域団体が取り組む古紙回収拠点に、事業者が古紙を持ち込める仕組みを整えることにより、地域の古紙回収量の増加を目指す。この事業系古紙のリサイクル活動が地域貢献につながることで、事業者のリサイクル意識の向上を促し、事業系ごみの減量および資源化を図る。

● 集団資源回収奨励金制度とは

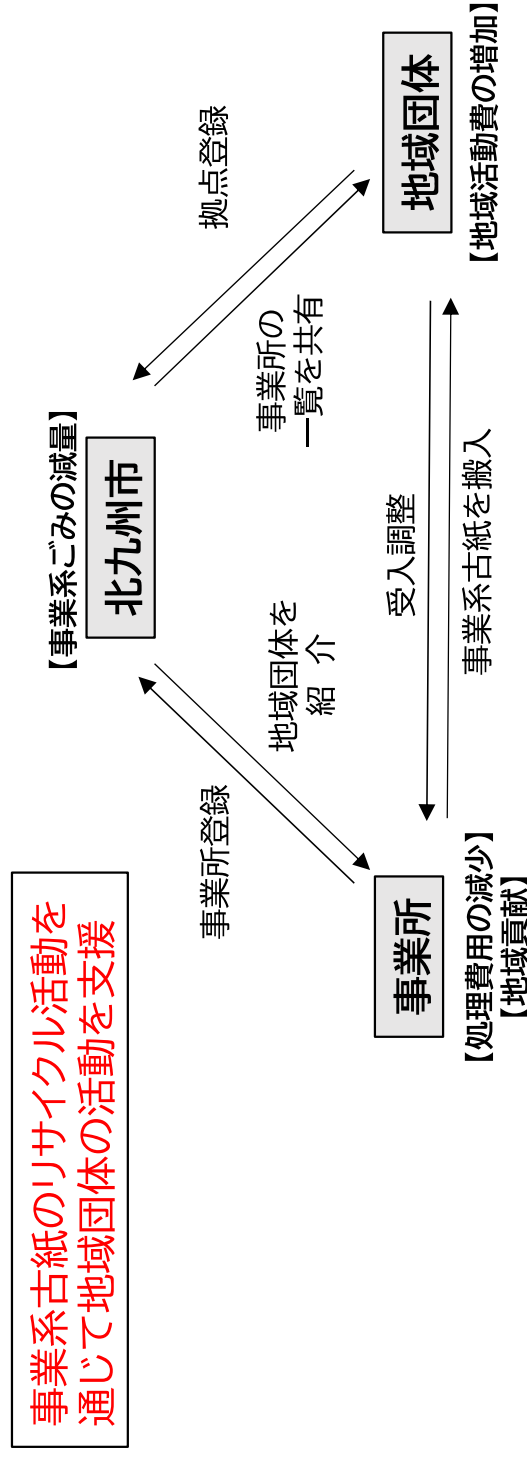
ごみの資源化・減量化を図るため、市内の家庭から排出される古紙や古着の回収に対し、回収量に応じて回収団体等に奨励金を交付する制度。

● 事業系古紙の集団資源回収奨励金交付制度の拡充(令和8年4月より)

既存制度は家庭系古紙のみが対象 ⇒ 新たに中小事業所の古紙^(※)も対象

※事業系古紙とは、会社や店舗などの小規模事業者が行う事業活動で排出される古紙のこと。古着は対象外。

※対象となる事業者は、制度の拡充を希望する地域と関わりが必要。



事業系古紙/サイクル推進事業について

● 交付対象団体

まちづくり協議会(市民センター)、子ども会、自治会、PTA等の地域団体など

奨励金単価:まちづくり協議会 9円/kg(市民センターでの拠点回収)

その他の地域団体 拠点回収7円/kg、戸別回収5円/kg

※まちづくり協議会には、地域団体との調整、地域での啓発・広報などに対する地域調整奨励金として、その他の地域団体の単価に2円/kgを加算して交付。

● 交付実績 (令和6年度)

登録団体数:1,665団体 回収量:【古紙】11,983t

奨励金総額:約1.1億円 (行政回収した場合の処分費:約5.7億円)

● 交付までの流れ

- ① 地域団体が事業系古紙の受入申込書を市に提出する。
- ② 市が事業系古紙受入れ地域団体として登録する。
- ③ 地域団体が契約する事業者が古紙を回収し、回収量を市に報告する。
- ④ 市が回収量に応じて奨励金を地域団体に交付する。

● 役割

まちづくり協議会等に取り組んでいただくこと(主なもの)

- ① 「地域と協力関係にある」地元事業者への周知
- ② 事業者からの問い合わせ対応、古紙持ち込み時の受付・保管庫の案内等
- ③ 古紙引渡しに伴う契約事業者との連絡調整

北九州

事業系古紙を受入れ可能なまちづくり協議会等(市民センター)について、市ホームページやチラシ等で事業者等に周知(商工会議所等に事業の情報提供)受け渡し希望事業者の一覧表を作成し、市民センター等に情報共有をする



市民センター館長 各位

環境局 循環社会推進課長 村上 愛

集団資源回収団体奨励金制度の拡充について

平素より、北九州市の環境行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、古紙の資源化を一層推進するとともに、集団資源回収活動の活性化を図るため、オフィスや小売店等で発生する事業系古紙を、新たに回収対象に追加する予定です。対象拡大により、事業系古紙の回収量に応じた奨励金が交付されることから、地域団体の新たな活動につながることを期待されます。

つきましては、今後、事業系古紙の受入れに取り組む団体を募集いたしますので、貴センターの保管庫を使用した回収について、まちづくり協議会が希望される場合には、ご協力を賜りますようお願いいたします。なお、環境局では、1月から3月にかけて、各区における自治会長やまちづくり協議会長を対象にして会議等において、周知を行う予定です。

1 奨励金制度の見直し内容

(1) 回収対象

見直し前：家庭で発生する古紙

見直し後：家庭および中小事業所※で発生する古紙

※製造業は従業員 300 人以下、それ以外の業種は 100 人以下

(2) 奨励金額

見直し前：(家庭由来の古紙回収量) × (奨励金単価)

見直し後：(家庭および事業所由来の古紙回収量) × (奨励金単価)

(3) 回収時間、回収場所、奨励金交付時期

変更なし

2 まちづくり協議会および市民センターに取りこんでいただくこと（主なもの）

(1) 地域と協力関係にある地元事業者への周知

(2) 事業者からの問い合わせ対応、古紙持込み時の受付および保管庫の案内等

(3) 古紙引渡しに伴う契約事業者との連絡調整

3 市が取り組むこと

(1) 商工会議所等を通じた事業者への事業周知

(2) 事業者への事業系古紙受入れ団体の情報発信（団体名を市ホームページに掲載）

(3) 古紙回収業者への事業周知

4 事業開始時期

令和8年4月（予定）

※本事業の実施は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。

地域団体の参加方法については、改めてご案内いたします。

5 問い合わせ先

担当：環境局 循環社会推進課 奥田・長迫

電話：093-582-2187

令和6年度 集団資源回収奨励金制度における まちづくり協議会の古紙回収および奨励金交付状況

1 活動団体数

136団体

※うち一部は自治連合会やリサイクル委員会が活動

2 回収場所

市民センターに設置の保管庫

※北方市民センターのみスペース不足で未設置のため

校区内の地域団体が所有する保管庫を案内

3 リサイクル事業者への古紙の受渡し方法

各団体が契約している事業者が回収（無料）

※回収依頼方法やタイミングは各団体で異なる

4 奨励金交付額の推移（全団体の合計）

平成27年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
45,238 千円	26,680 千円	24,756 千円	22,845 千円

市民センターにおける集団資源回収奨励金対象品目の拡充について

Q1 センターあたりの回収量がどの程度増加するか、具体的な見込みを示せないか

(持ち込み量の増加について、市民Cが過度な心配をしないように)

A1 令和6年度の事業系の紙ごみ約 55,200t のうち、約 18% がリサイクルできるものだった。このため、10,000t 程度が新たに対象になると推計される。(令和6年度工場ピット内事業系ごみ組成調査結果より:段ボール・新聞・雑誌・紙パック・リサイクル可能な紙類の合計が全体の 17.95%)

一方で、集団資源回収での古紙の全体の回収量は、令和3年から4年は1,004t減、令和4年から5年で1,385t減、令和5年から6年では、1,424t減と3年間で3,813tも減少している。(なお、平成29年度から7年間で10,000t程度減少している。)今年も集団資源回収の減少傾向は続いており、今年度上期は昨年同期に比べ677t減少している。

については、事業系の古紙が集団資源回収の対象になったとしても、全国的に減少傾向にある紙ごみが大幅に増加するとは考えていない。

3 回収量 (古紙)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
集団資源回収	25,334	23,179	21,769	20,135	18,606	16,916	15,795	14,791	13,406	11,982
新聞	13,804	12,440	11,394	10,368	9,270	7,708	7,129	6,482	5,748	5,032
雑誌	6,479	5,840	5,500	5,119	4,889	4,370	4,337	4,129	3,768	3,363
段ボール	4,524	4,351	4,287	4,121	3,925	3,972	3,935	3,784	3,507	3,196
その他古紙	526	548	587	527	522	507	394	396	382	391
新聞販売店 (自主回収)	10,337	8,362	8,878	8,362	7,121	4,843	4,992	3,537	2,408	180
小売店 (店頭回収)	5,201	3,561	3,583	4,640	12,175	4,519	4,838	4,262	3,717	3,081
無料回収ボックス	—	—	—	1,403	2,386	3,346	3,784	3,904	5,090	3,245
合 計	40,872	35,102	34,230	34,540	40,288	29,624	29,409	26,494	24,621	18,488
市民一人当たり回収量 (kg)	42.5	36.7	36.0	36.5 (35.2) [※]	42.9 (34.4)	31.7 (30.8)	31.5 (30.4)	28.6	26.8	20.4

※：()内は行政評価の取組結果 (9月議会報告資料) での成果指標。算定方法が異なる。

Q2 持ち込み量が増加した場合、業者による収集頻度を増やしてもらうことはできるのか

(事業者から大量の持ち込みがあった際、臨時収集してもらうなど)

A2 契約自体は登録団体と回収事業者で行っていただいているが、回収事業者には環境局から事業系ごみの一部を奨励金の対象にすることを伝える予定である。その際、回

収における柔軟な対応もお願いすることになっている。

**Q3 回収対象外の物品(廃家電など)が持ち込まれた場合の対応はどのようなのか
(環境局が別途回収してくれるのか)**

A3 通常の家系古紙や古着においても、回収対象外の物品(廃家電など)が持ち込まれた場合は、市民センターに処分していただいている。事業系に関しても同様の対応になる。

(不法投棄においては、投棄相手が特定されない場合は投棄された土地の地主が処分しなければならない。)

Q4 回収倉庫の増設希望があった場合、すぐに対応してもらえるのか

(防火対策等のため、持ち込みされた物は全て倉庫内で保管できるようにしたい)

A4 回収倉庫の貸与および譲渡に関する実施要綱では、1 か所あたり倉庫は1つで、1坪タイプ(0.5坪タイプの場合は2つ)と定めている。市が貸与もしくは譲渡したものでなく、独自で建てた倉庫に加えて新設したいということであれば対応は可能である

Q5 事業所らの持ち込みは、事業所のある地域の市民 C に限定するのか。

A5 事業系の古紙に関しては、地域の方と地域貢献を考えている事業者との協力関係が成立している場合に限り、市民 C に事業者が古紙を持ち込める制度であるため、必ずしも事業所の所在地と市民 C が同一のエリアである必要はないが、なるべく事業所のある校区へ持ち込んでいただけるよう依頼する予定である。

Q6 協力関係が成立している事業者なら、会社の規模は問わないのか。

A6 中小企業基本法は、製造業は従業員が300人以下、それ以外は100人以下を中小企業と定めている。

Q7 事業者への周知方法はどのように考えているのか

A7 基本的に地域と事業者による協力関係があるところというのが条件であるが、市でも商工会議所等にお知らせするとともに市政だより等で告知する予定である。

Q8 開始スケジュールはどのように考えているのか。

A8 令和 8 年 4 月から対象にしたいと考えている。

また、7 月までに事業者への周知を行い、希望する事業者の一覧表を作り、皆様へ共有したいと考えている。

Q9 知らない事業者が勝手に保管庫に古紙を入れたらどうするのか。

A8 原則として、協力関係のある事業所の古紙を入れていただくことを前提としているが、知らない業者が勝手に古紙を入れた場合は、量的に問題のない範囲であればそのまま保管庫に入れていただきたい。

なお、保管庫には事業系古紙についての注意書きを記載したマグネットシートの作成なども考えている。

事務連絡
令和8年1月13日

各市民センター館長 様

環境局業務課長 山倉 史子

「小型電子機器」・「充電式電池等」回収ボックス設置にかかる
アンケート調査について（依頼）

平素より、拠点回収ボックス設置にご協力いただき、ありがとうございます。
リチウム蓄電池を使用した製品の普及に伴い、近年、充電式電池等の収集量が急増しています。

それに伴い、複数のボックス未設置の市民センターより新設の要望が寄せられているほか、市民の皆様から最寄りの市民センターへの新設を求める声を多くいただいています。

こうした状況を踏まえ、「小型電子機器」及び「充電式電池等」回収ボックスが現在、未設置の市民センター（48ヶ所）への、新設を検討しています。

つきましては、貴市民センターへの「小型電子機器」及び「充電式電池等」回収ボックス設置について、ご検討のうえ、下記のとおり「回収ボックス設置希望アンケート」への回答をお願いいたします。

リチウム製品の回収体制の整備を図るため、市民の皆様が各校区単位で排出できる環境づくりを推進したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 回収ボックス設置希望アンケート
別紙1のとおり
- 2 回答期限
令和8年2月10日（火）必着
※ 提出は、下記の提出先へ庁内メールにてお願いいたします。
- 3 回収ボックスの詳細
別紙2のとおり

【問い合わせ・提出先】
環境局 循環社会推進部 業務課
担 当：池田、榎山
電 話：582-2180
庁内メール：集配所番号0（本庁）
「環境局 業務課 池田宛」

回収ボックス設置希望アンケート

名 称	市民センター	
ご担当者		
ご連絡先		

(質問1) 「小型電子機器回収ボックス」及び「充電式電池等回収ボックス」の設置の可否について、該当する欄に「○」を付けてください。

設置可能	話を聞いて判断したい	設置不可

(質問2) 「設置不可」の場合、理由をご記入ください。

※「設置可能」「話を聞いて判断したい」をご選択いただいた市民センターには、後日、連絡をいたします。

※ ご不明な点がございましたら、環境局業務課(582-2180)までご連絡ください。

【返送先】 庁内メール：集配所番号 0 (本庁)
環境局 業務課 池田 宛

令和 8 年 1 月 日
環 境 局 業 務 課

「小型電子機器」・「充電式電池等」回収ボックスについて

1 現状

リチウム蓄電池の再資源化、家庭ごみへの混入による処理施設や収集車で火災事故を防ぐことを目的として、充電式電池や小型電子機器の回収ボックスを区役所や一部の市民センター(82ヶ所)に設置している。

<市民センターの設置状況>

区	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	全体
設置	11	12	17	6	7	25	4	82
未設置	6	9	7	5	5	8	8	48

2 環境局の考え方

リチウム蓄電池を使用した製品の普及に伴い、全国的にリチウム蓄電池等の発火事故が相次いで発生しているほか、報道等を見た市民の適正排出に係る意識の向上により、本市においても充電式電池等の収集量が急増している。

それに伴い、複数の市民センター(未設置)より新設の要望が寄せられるほか、未設置校区の市民からは、最寄りの市民センターへの新設を求める声を多くいただいている。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 10 月より市民センターの収集頻度を月 1 回に見直したほか、更なる市民の利便性向上の観点より、未設置の市民センターは新設を積極的に検討していただきたいと考えている。

3 今後のスケジュール (予定)

- 令和 8 年 1 月 回収ボックス設置希望アンケート送付
- 2 月 ボックス設置協議
- 3 月 ボックス設置
- 4 月 新設する市民センターを含めて収集開始

4 ボックスについて

	小型電子機器回収ボックス	充電式電池等回収ボックス
対象品	25cm×8.5cm 以内の小型電子機器	取り外し可能な充電式電池等
排出例	スマートフォン、ハンディ扇風機、コード類、ワイヤレスイヤホン等	幹電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー等
収集頻度	両ボックスあわせて月 1 回の回収(収集量に応じて臨時で回収も可能)	



5 安全性の確保

<主な発火の要因：ボックス外>

- ・落下などの強い衝撃、不適切な環境で管理(真夏の車内等)、過充電、過放電

<主な発火の要因：ボックス内>

- ・外部端子が金属と接触

本市が設置している「充電式電池等回収ボックス」は、外容器と内容器の二重構造となっている。金属性の外容器と樹脂製の内容器の二重構造にすることや、市民へテープ等を製品の端子部分に貼る絶縁処理を啓発していることで「④外部接触」による発火の防止対策を講じている。

<充電式電池等回収ボックスの構造>



万が一、ボックス内で発火した場合においても、密閉性と難燃性に優れた樹脂製の内容器が外部空気を取り込まないため、ボックス内部で自然消火される構造となっている。

また、外容器については耐火性に優れた金属製であるため、十分に安全が確保されており、本市で回収を開始して以降、発火事例はない。

送付先一覧

区	市民センター
門司区(6)	清見、小森江西、錦町、西門司、萩ヶ丘、松ヶ江南
小倉北区(9)	泉台、到津、今町、北小倉、小倉中央、三郎丸、中島、日明、南丘
小倉南区(7)	葛原、城野、長尾、沼、横代、吉田、両谷
若松区(5)	島郷、修多羅、ひびきの、深町、若松中央
八幡東区(5)	枝光南、高槻、高見、前田、八幡大谷
八幡西区(8)	浅川、穴生、木屋瀬、陣山、鳴水、則松、星ヶ丘、八枝
戸畑区(8)	浅生、一枝、鞆ヶ谷、天籟寺、中原、西戸畑、東戸畑、牧山